



国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

保険料の後払い（追納）をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと比べ、**老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受取額が少なくなります**。しかし、免除等期間の保険料は、**10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます**。また、**社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます**ので、ぜひ、保険料の追納をお勧めします。



〈追納に関する注意事項〉

- 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないと追納できません。
- 老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- 追納は、免除等を受けた期間のうち、古い期間の保険料から納めてください。
- 免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。
- 役場窓口または年金事務所で申し込み可能です。申請書は窓口にあります。

〈令和4年度中に追納していただく際の月額保険料〉

期間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除			備考
		3/4免除	半額免除	1/4免除	
H24.4月～H25.3月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
H25.4月～H26.3月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円	
H26.4月～H27.3月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円	
H27.4月～H28.3月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円	
H28.4月～H29.3月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円	
H29.4月～H30.3月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円	
H30.4月～H31.3月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円	
H31.4月～R2.3月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円	
R2.4月～R3.3月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円	追納加算額は ありません
R3.4月～R4.3月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円	

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証が新しくなります（黄色→橙色）

現在ご使用の保険証（黄色）の有効期限が令和4年9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。9月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**橙色の保険証**をご使用ください。10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。



- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課後期高齢者医療担当までお申し出ください。
- （※ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。）

窓口負担割合の見直しについて

一定以上の所得のある方は医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%です。

窓口負担割合が2割となる方は？

～以下の項目にすべて該当する方が対象となります～

- 住民税課税世帯で、3割負担（現役並み所得者）ではない。
- 同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる。
- 年金収入+その他の合計所得金額が、
 - ・被保険者が1人の世帯の場合 ⇒ 200万円以上
 - ・被保険者が2人以上の世帯の場合 ⇒ 合計320万円以上



窓口負担割合が2割となる方への配慮措置

窓口負担割合の引き上げに伴い、負担を抑える配慮措置として、令和4年10月1日からの3年間（令和7年9月診療分まで）は、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。

※入院の医療費は対象外

配慮措置が適用される場合、負担増加額の上限を超えた分の金額については、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

なお、2割負担となる方で高額医療費の口座が登録されていない方については、10月ごろに申請書を郵送しますので、申請書がお手元に届いたら、口座の登録をしてください。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割の時 ①	5,000円
窓口負担割合2割の時 ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

《配慮措置》

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

ご注意ください！

厚生労働省や地方自治体が電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません！

不審な電話があったときは、警察相談専用電話（#9110）または消費者ホットライン（188）にお問い合わせください。

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 011 - 290 - 5601 ☎ 住民課後期高齢者医療担当 56 - 2122